

公益社団法人 日本コンクリート工学会
特定指針等普及専門委員会規程

令和元年5月22日 制定

令和元年8月28日 改正

(目的)

第1条 この規程は、特定指針等普及専門委員会（以下「委員会」という。）の組織、職務及び運営等について定める。

(組織)

第2条 委員会は、原則として委員20名以内をもって組織する。委員は、第3条に定める委員長が指名する。

(委員長、副委員長、幹事)

第3条 委員会に、委員長1名を置く。また、必要に応じて副委員長及び幹事各若干名を置くことができる。なお、幹事のうち1名を幹事長とすることができる。

2. 委員長は、普及委員会委員長が指名する。

3. 副委員長及び幹事は、委員のうちから委員長が指名する。また、幹事長は、幹事のうちから委員長が指名する。

(任期)

第4条 委員長及び副委員長の任期は、2年とする。

2. 委員の任期は2年とし、重任を妨げない。

3. 任期途中で交代した委員の任期は、前任者の残りの期間とする。

(職務)

第5条 委員会は、公益社団法人日本コンクリート工学会で策定した指針類、ソフト及び委員会報告書等を普及することを業務とする。

(運営)

第6条 委員会は、委員長が必要の都度招集し、運営に当たる。

(国際委員会との協調)

第7条 海外出張及び海外講習会を行う場合には、計画の段階で普及委員会に付議するとともに、国際委員会に諮って承認を得なければならない。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、普及委員会が発議し、企画調整会議の議を経て、理事会が決定する。

附 則

1. この規程は、令和元年5月22日から施行する。
2. この規程の改正は、令和元年8月28日から施行する。